

青森県報

第三千二百十五号

平成二十二年
三月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生	(畜産課)	一
道路の区域の変更	(道路課)	一
道路の供用の開始	(同)	二

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	三

出先機関

土地改良区の定款変更の認可	(中南地域)	三
土地改良区連合の定款変更の認可	(同)	三
土地改良事業計画変更の認可	(同)	四
右 同	(同)	四
土地改良事業の工事の完了	(三八地域)	四
教育委員会	(県民局)	四

図面
番号
道路
種類
路線名
変更
の
区
間

変更
前後
敷地
の
幅員
敷地
の
延長
備考

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を
改正する規則……………(職員福利課) ……四

告 示

青森県告示第百七十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により
家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患者、 疑患者 の別	頭数	発生 の場所 又は区域	発 生 日 月 日
ヨ一ネ病	牛	患 畜	一	上北郡東北町	平 成 二 十 二 年 三 月 二 十 四 日

青森県告示第百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年四月二十三日まで青森県土整
備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

1	県道	稲盛千代町 山田線	つがる市木造千代町一四の一から つがる市森田町上相野吉見六九の二まで	つがる市木造千代町一四の一から つがる市森田町上相野吉見六九の二まで	つがる市木造千代町一五の一から つがる市森田町上相野榎木一の一まで	後	前	後	前
				一・六・五〇メートルから 一・三・三〇メートルまで	一・六・五〇メートルから 一・三・三〇メートルまで	後	前	後	前
				一・六・五〇メートルから 一・三・三〇メートルまで	一・六・五〇メートルから 一・三・三〇メートルまで	後	前	後	前
				一・四七二・九〇メートル	一・四七二・九〇メートル	後	前	後	前
				一、〇八五・二〇メートル	一、〇八五・二〇メートル	後	前	後	前

青森県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年四月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三三八号	下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有林二二 九四林班から 下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有林二二 九四林班た小班まで	平成三・三・五
県道 名川階上線	三戸郡階上町大字晴山沢字天満下一の一から 三戸郡階上町大字晴山沢字赤羽根一の一まで	"
県道 妙売市線	八戸市大字田向字毘沙門前八の四から 八戸市大字田向字毘沙門前一四の三まで	"

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモールつがる柏
つがる市柏稲盛幾世四一
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンモール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 村上教行
 - 三 意見の概要
県の意見なし
意見書の縦覧
 - 四 場 所
1 青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所
2 期間
平成二十二年三月二十四日から同年四月二十四日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時三十分まで
ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンフォニープラザ沼館

八戸市沼館四丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役 小幡尚孝

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年三月二十四日から同年四月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツタヤ・ワンダーグー弘前店

弘前市大字高田二丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役 井上元延

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十二年三月二十四日から同年四月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を平成二十一年九月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十四日

中南地域県民局長 佐 藤 修

土地改良区連合の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、岩木川地区土地改良区連合の定款の変更を平成二十一年十二月八日認可したので、同法第八十四条において準用する同法第三十条第三項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十四日

中南地域県民局長 佐 藤 修

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、浅瀬石川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十一年九月二十四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十四日

中南地域県民局長 佐 藤 修

事業名 維持管理

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、豊田土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十一年十月八日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十四日

中南地域県民局長 佐 藤 修

事業名 維持管理

土地改良事業の工事の完了

切谷内地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十四日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

一 県営土地改良事業の名称

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

二 工事完了年月日

平成二十一年十二月十五日

教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

（青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正）

第一条 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十一年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
第十七条の三の次に次の一条を加える。

（副課長）

第十七条の四 教育事務所の課に必要な応じ副課長を置く。

2 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

第二十一条第一項中「第十六条の二まで及び第十七条の五から第十七条の二まで並びに第十九条」を「第十五条まで」に改め、同条第二項中「第十六条の三、第十六条の四及び第十七条の三」を「第十六条から第十七条の四まで及び第十九条」に改める。

（青森県立図書館組織規則の一部改正）

第二条 青森県立図書館組織規則（昭和三十二年五月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第六号を第八号とし、第一号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 副課長

二 副室長

第七条中第十三項を第十五項とし、第九項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第八項中「し、又は課長を助け、課の事務を整理」を削り、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

8 副室長は、上司の命を受け、室長の補助的事務に従事し、室の事務を整理する。

(青森県立少年自然の家規則の一部改正)

第三条 青森県立少年自然の家規則(昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 副課長

第五条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「し、又は課長を助け、課の事務を整理」を削り、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

(青森県総合社会教育センター規則の一部改正)

第四条 青森県総合社会教育センター規則(平成元年六月青森県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 副課長

第五条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「し、又は課長を助け、課の事務を整理」を削り、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

(青森県総合社会教育センター組織規則の一部改正)

第五条 青森県総合社会教育センター組織規則(平成十年三月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 副課長

第五条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「し、又は課長を助け、課の事務を整理」を削り、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第六条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十三号を第十四号とし、第一号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 副課長

第六条中第十五項を第十六項とし、第五項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭